

宇検村地域防災計画

(地震・津波災害対策編)



令和6年度

宇検村防災会議

地震・津波災害対策編目次

第1部 総則

第1章 計画の目的等	1-1-1
第2章 防災関係機関の業務の大綱	1-2-1
第3章 住民及び事業所の基本的責務	1-3-1
第4章 村の地勢及び地震・津波災害特性	1-4-1
第5章 災害の想定	1-5-1

第2部 震災予防

第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備	
第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進	2-1- 1
第2節 津波災害防止対策の推進	2-1- 2
第3節 防災構造化の推進	2-1- 6
第4節 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）	2-1- 8
第5節 公共施設の災害防止対策の推進	2-1-10
第6節 地震防災緊急事業の五箇年計画の推進	2-1-15
第7節 地震防災研究の推進	2-1-17
第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え	
第1節 防災組織の整備	2-2- 1
第2節 通信・広報体制の整備	2-2- 1
第3節 地震・津波観測体制の整備	2-2- 2
第4節 消防体制の整備	2-2- 3
第5節 避難体制の整備	2-2- 4
第6節 救助、救急体制の整備	2-2- 7
第7節 交通確保体制の整備	2-2- 7
第8節 輸送体制の整備	2-2- 8
第9節 医療体制の整備	2-2- 8
第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備	2-2- 9

第3章 住民の防災意識の啓発及び活動の促進

第1節 防災知識の普及啓発	2-3- 1
第2節 防災訓練の実施	2-3- 1
第3節 自主防災組織の育成	2-3- 2
第4節 防災ボランティアの育成	2-3- 2
第5節 災害時要援護者の安全確保	2-3- 3

第3部 震災応急対策

第1章 活動体制の確立

第1節 応急活動体制	3-1- 1
第2節 情報伝達体制	3-1- 6
第3節 災害救助法の適用及び運用	3-1- 7
第4節 広域応援体制	3-1- 8
第5節 自衛隊の災害派遣	3-1- 8
第6節 技術者・技能者及び労働者の確保	3-1- 9
第7節 ボランティアとの連携等	3-1- 9
第8節 災害警備体制	3-1-10

第2章 初動期の応急対策

第1節 地震情報・津波予報の収集・伝達	3-2- 1
第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達	3-2- 5
第3節 広報	3-2- 7
第4節 消防活動	3-2- 8
第5節 危険物の保安対策	3-2- 8
第6節 水防・土砂災害等の防止対策	3-2- 9
第7節 避難の勧告・指示, 誘導	3-2-11
第8節 救助・救急	3-2-14
第9節 交通確保・規制	3-2-14
第10節 緊急輸送	3-2-14
第11節 緊急医療	3-2-15
第12節 災害時要援護者への緊急支援	3-2-16

第3章 事態安定期の応急対策

第1節 避難所の運営	3-3- 1
第2節 食料の供給	3-3- 1
第3節 給水	3-3- 2
第4節 生活必需品の給与	3-3- 2
第5節 保健対策	3-3- 3
第6節 感染症予防, 食品衛生, 生活衛生対策	3-3- 3

第7節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	3-3- 4
第8節	行方不明者の捜索，遺体の処理等	3-3- 4
第9節	住宅の供給確保	3-3- 5
第10節	文教対策	3-3- 5
第11節	義援物資等の取扱い	3-3- 6

第4章 社会基盤の応急対策

第1節	電力施設の応急対策	3-4- 1
第2節	ガス施設の応急対策	3-4- 1
第3節	上水道施設の応急対策	3-4- 2
第4節	下水道施設の応急対策	3-4- 2
第5節	電気通信施設の応急対策	3-4- 2
第6節	道路・河川等公共施設の応急対策	3-4- 3

第4部 震災復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

第1節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推	4-1-1
第2節	激甚災害の指定	4-1-1

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

第1節	被災者の生活確保	4-2-1
第2節	被災者への融資措置	4-2-2

第 1 部 総則

第 1 章 計画の目的等

第 1 計画の目的

一般災害対策編「第 1 部総則第 1 章計画の目的等第 1 計画の目的」に準ずる。

第 2 計画の性格

一般災害対策編「第 1 部総則第 1 章計画の目的等第 2 計画の性格」に準ずる。

第 3 用語の定義

一般災害対策編「第 1 部総則第 1 章計画の目的等第 3 用語の定義」に準ずる。

第 4 計画の方針

一般災害対策編「第 1 部総則第 1 章計画の目的等第 4 計画の方針」に準ずる。

第 5 計画の構成

一般災害対策編「第 1 部総則第 1 章計画の目的等第 5 計画の目的」に準ずる。

第 6 計画の修正

一般災害対策編「第 1 部総則第 1 章計画の目的等第 6 計画の修正」に準ずる。

第 7 計画の周知

一般災害対策編「第 1 部総則第 1 章計画の目的等第 7 計画の周知」に準ずる。

第 8 計画の運用・習熟

一般災害対策編「第 1 部総則第 1 章計画の目的等第 8 計画の運用・習熟」に準ずる。

第2章 防災関係機関の業務の大綱

第1 宇検村

一般災害対策編「第1部総則第2章防災関係機関の業務の大綱第1宇検村」に準ずる。

第2 鹿児島県

一般災害対策編「第1部総則第2章防災関係機関の業務の大綱第2鹿児島県」に準ずる。

第3 地方行政機関

一般災害対策編「第1部総則第2章防災関係機関の業務の大綱第3地方行政機関」に準ずる。

第4 自衛隊

一般災害対策編「第1部総則第2章防災関係機関の業務の大綱第4自衛隊」に準ずる。

第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

一般災害対策編「第1部総則第2章防災関係機関の業務の大綱第5指定公共機関及び指定地方公共機関」に準ずる。

第 3 章 住民及び事業所の基本的責務

第 1 住民

一般災害対策編「第 1 部総則第 3 章住民及び事業所の基本的責務第 1 住民」に準ずる。

第 2 事業所

一般災害対策編「第 1 部総則第 3 章住民及び事業所の基本的責務第 2 事業所」に準ずる。

第4章 村の地勢及び地震・津波災害特性

第1 宇検村の地勢

一般災害対策編「第1部総則第4章村の地勢及び災害特性第1宇検村の地勢」に準ずる。

第2 宇検村の地震・津波の特性

奄美地方の地震は、太平洋側のフィリピン海プレートが大陸（ユーラシア）プレートの下に沈み込んでいる琉球海溝の周辺で発生している。奄美諸島の太平洋側の沖合では、プレート間の大地震が発生する。これまでも、明治44年の喜界島近海地震、昭和45年の奄美大島近海地震、平成7年の奄美大島近海地震（喜界島南東沖）等の被害を伴う地震が発生しており、九州内では、日向灘、別府・島原地溝帯とともに地震活動が活発な地域で、大きな地震の活動度も高い地域である。

名瀬測候所で観測した有感地震の多い方からの記録は、昭和45年が221回、昭和13年が119回、明治44年が90回であった。平成7年10月の喜界島南東沖を震源とする一連の地震活動では、旧名瀬市で12月までに86回の有感地震を観測した。

明治34年6月24日16時2分奄美大島近海に発生した地震（マグニチュード7.5、推定震度5）は、瓦が落ち、石垣が崩壊、小さな津波が発生した。

明治44年6月15日23時26分喜界島近海に発生した地震（マグニチュード8.0、推定震度6）は、南西諸島地域では最大級の地震で、有感域は非常に広く、台湾から東北地方までに及び、奄美大島やその付近の島々では、被害が著しく、死者12名、全壊家屋422戸であった。

昭和35年5月24日早朝、前日の23日、南アメリカのチリ沖で発生した地震（20世紀最大の地震といわれる。）による津波により、奄美大島では、637戸の床上浸水、1,321戸の床下浸水が発生し、田畑の冠水流出、橋流出、木材の流出、護岸決壊、船舶損壊などの大きな被害が出た。

昭和45年1月1日4時01分に発生した地震（マグニチュード6.1）は、奄美大島一帯で地鳴りを伴い、名瀬測候所で震度5を観測した。幸い死者はなかったが、村内で負傷者数名、建築物、道路の亀裂、家屋の損壊、がけ崩れなどの若干の被害が発生したが本村では被害等はなかった。その後余震が続き、1月1日本震発生当日に震度4を含む有感地震10回、1月中の有感地震は67回発生、年間回数は前述したように221回を数えた。この数は、それまでの最多記録119回（昭和13年）の2倍に近い地震回数である。

平成7年10月18、19日に喜界島南東沖で発生した地震（マグニチュード6.9、6.7）は喜界町で震度5、旧名瀬市で震度4を記録した。この地震に伴って津波が発生し、喜界島の東海岸では、津波の遡上高（遡った高さ）が2mを超え、最も高いところでは2.7mに達した。

第5章 災害の想定

第1節 地震・津波の想定

第1 趣旨

鹿児島県は、平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、平成24年度から25年度にかけて地震等災害被害予測調査を実施し、平成24年度は地震等の大きさの想定を、25年度は被害の想定を行っている。

この中では、地震・津波災害による地震動、津波、地盤の液状化、斜面崩壊を想定すると同時に、桜島の海底噴火に伴う津波の想定も行われており、激化・大規模化した災害の発生可能性についても考慮しておく必要がある。

鹿児島県が想定している地震のうち、本村では特に影響を及ぼすと想定される、南海トラフ巨大地震、奄美群島太平洋沖（北部）の地震、奄美群島太平洋沖（南部）の地震を地震・津波の想定として考慮することとする。

また、自然災害は大きな不確定要素を伴うものであることから、想定やシナリオには一定の限界があることに十分に留意し、実際の災害発生時には、想定にとらわれず行動することが重要である。

第2 基本的な考え方

災害被害の想定に当たり、基本事項として下記のとおりとする。

- ・科学的、客観的な手法により、最新の知見を活用して想定を行うものとする。
- ・想定は、鹿児島県の地域特性を踏まえ、これらに即したものとする。
- ・災害による直接的被害を想定するとともに、社会に与える間接的被害なども視野に入れた幅広いものとする。

第3 想定地震等の考え方

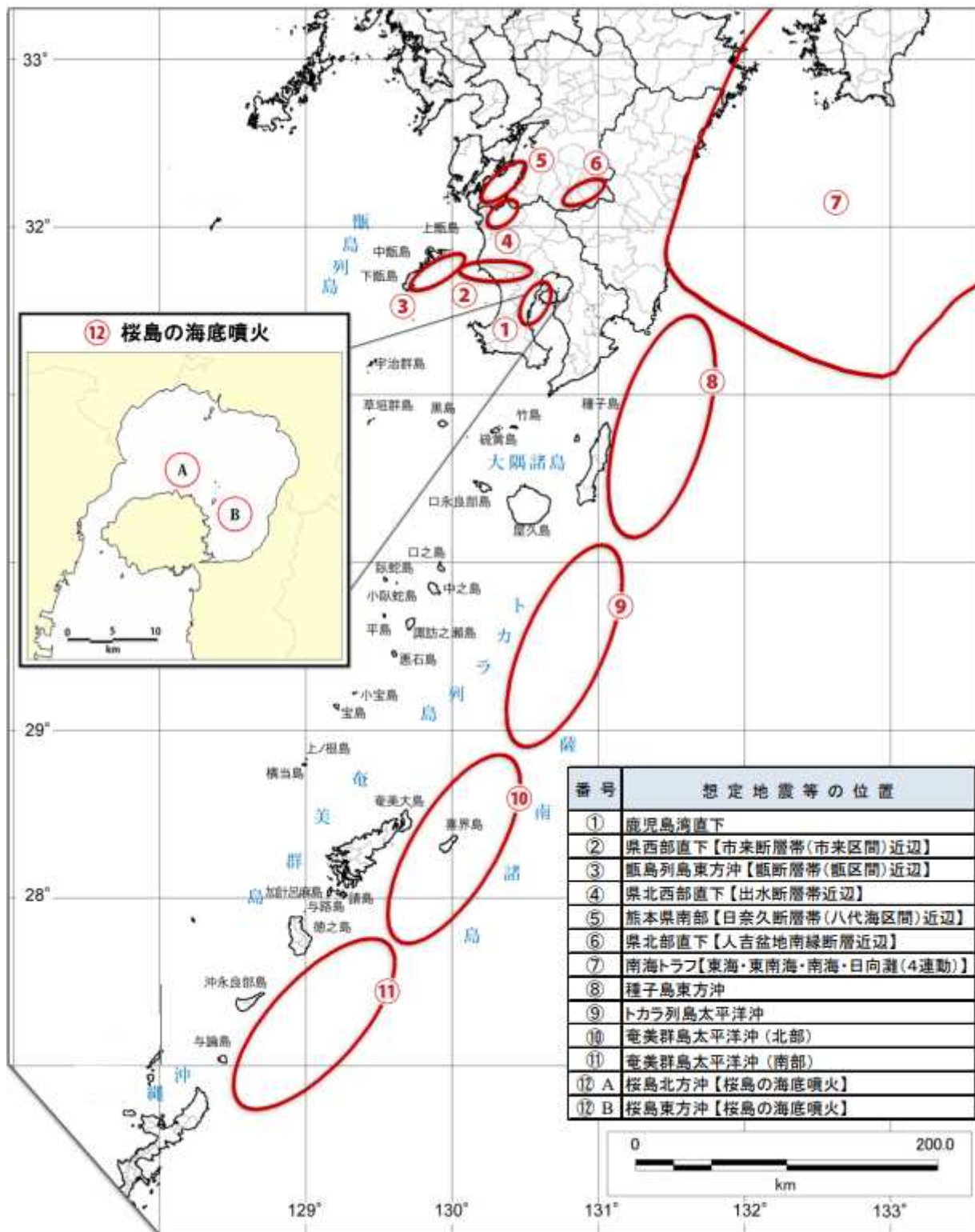
今回想定する地震等は、鹿児島県が県地域防災計画を策定する上での想定であり、本村地域防災計画においてもこの県が実施した想定を活用するものとする。

ただし、この想定は必ずしも一定期間内の高い発生確率のものではなく、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に、県地域防災計画検討有識者会議の意見を踏まえ、以下のとおり想定することとした。

- ・地域における過去最大の地震と同規模の地震（基本はマグニチュード7又は8クラス）
- ・可能な範囲で最新の科学的知見（国のデータ等）を踏まえた想定（南西諸島海溝沿いのマグニチュード9クラスの巨大地震については、今回は想定しない。）
- ・本県への影響及び地震発生可能性を考慮した想定（本県及び周辺地域に分布する活断層等を震源とする地震、海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波の想定）
- ・国や有識者会議から新たな知見が示された場合に再検討可能な想定
- ・県内全市町村の直下にマグニチュード6クラスの地震を想定

第4 想定地震等概要

想定地震等の位置



資料：平成 26 年 2 月 鹿兒島県地震等災害被害予測調査より

想定地震等の概要

番号	想定地震等の位置	気象庁 マグニチュード (M_J)	モーメント マグニチュード (M_w)	震源断層 上端の深度 (km)	津波
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帯(市来区間)近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甌島列島東方沖 【甌断層帯(甌区間)近辺】	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	—
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯(八代海区間)近辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	6.6	2	—
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘(4連動)】	—	地震:9.0 津波:9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	—	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	—	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	—	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖(南部)	—	8.2	10	○
⑫ A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○
⑫ B	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○

(注) 気象庁マグニチュード(M_J)とモーメントマグニチュード(M_w)について

断層による内陸の地震(番号①～⑥)は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュード(M_J)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(M_w)を求めている。

プレート境界の海溝型の地震(番号⑦～⑪)は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(M_w)を求めている。

資料：平成 26 年 2 月 鹿児島県地震等災害被害予測調査より

宇検村における各想定地震ごとの地震動の想定

想定地震	地震動の想定結果
南海トラフ巨大地震	<p>鹿児島県では、内閣府（2012）の南海トラフ巨大地震モデル検討会の4ケース（基本・東側・西側・陸側）のうち、基本及び東側ケースの震度よりも、西側及び陸側ケースの震度が大きくなる。</p> <p>曾於市、志布志市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。</p> <p>鹿児島市、鹿屋市、垂水市、霧島市、伊佐市、始良市、さつま町、湧水町、大崎町、肝付町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。</p>
種子島東方沖の地震	<p>種子島の3市町、曾於市、志布志市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に到達されると想定されている。</p> <p>鹿児島市、鹿屋市、指宿市、垂水市、霧島市、南九州市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、屋久島町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。</p>
トカラ列島太平洋沖の地震	<p>中種子町、南種子町、屋久島町では、一部の地域で震度6弱に達すると想定される。</p>
奄美大島太平洋沖（北部）の地震	<p>喜界町では、ほぼ全域で震度6強以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。</p> <p>奄美大島の5市町村の多くの地域、天城町の一部の地域では、震度6弱の揺れが想定され、奄美市では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。</p>
奄美大島太平洋沖（南部）の地震	<p>徳之島の3町の多くの地域、奄美市、宇検村、瀬戸内町、伊仙町、知名町、与論町の一部では、震度6弱の揺れが想定され、徳之島町、天城町では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。</p>

宇検村における各想定地震ごとの最大震度

想定地震等の位置	最大震度
鹿児島湾直下	1
県西部直下（市来断層帯近辺）	1
甬列島東方沖	1
南海トラフ（東海、東南海、南海、日向灘 4連動） 地震動：基本ケース	2
南海トラフ（東海、東南海、南海、日向灘 4連動） 地震動：東側ケース	2
南海トラフ（東海、東南海、南海、日向灘 4連動） 地震動：西側ケース	2
南海トラフ（東海、東南海、南海、日向灘 4連動） 地震動：陸側	2
種子島東方沖	3
トカラ列島太平洋沖	4
奄美群島太平洋沖（北部）	6弱
奄美群島太平洋沖（南部）	6弱

宇検村における各想定津波の波源ごとの最大津波

想定地震等の位置	最大津波到達時間	
	到達時間 (分)	
鹿児島湾直下	到達時間 (分)	297
	津波高 (m)	1.24
県西部直下 (市来断層帯近辺)	到達時間 (分)	-
	津波高 (m)	-
甬島列島東方沖	到達時間 (分)	332
	津波高 (m)	1.40
熊本県南部 (日奈久断層帯近辺)	到達時間 (分)	-
	津波高 (m)	-
南海トラフ (東海・東南海・南海・日向灘 4連動) 地震動：西側ケース	到達時間 (分)	116
	津波高 (m)	2.91
南海トラフ (東海・東南海・南海・日向灘 4連動) 地震動：陸側ケース	到達時間 (分)	124
	津波高 (m)	3.09
種子島東方沖	到達時間 (分)	99
	津波高 (m)	1.69
トカラ列島太平洋沖	到達時間 (分)	127
	津波高 (m)	2.41
奄美群島太平洋沖 (北部)	到達時間 (分)	46
	津波高 (m)	3.00
奄美群島太平洋沖 (南部)	到達時間 (分)	69
	津波高 (m)	2.60

※上表は、各波源ごとから生じると予想される最大津波の到達時間を示したものである。

※「津波到達時間」は、津波の計算時間（6時間）内において、気象庁が津波警報を発令する際の水位変化の基準である+1.0m以上の津波が海岸線に最初に到達する時間

※「最大津波到達時間」は、津波の計算時間（6時間）内において、最大津波が海岸線に到達する時間

第2節 被害の想定

被害の想定は想定される被害が異なる3種類の特徴的なシーン（季節・時刻）を設定して行う。

第1 想定するシーン

季節・時刻	想定される被害の特徴
冬・深夜	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れることにもなる。
夏・昼12時	・自宅外等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。 ・沿岸部には、海水浴客をはじめとする観光客が多い。
冬・夕18時	・住宅・飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・帰宅ラッシュ時に近い状況であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

第2 地震・津波等、被害想定概要

項目	想定内容
建物被害	液状化による建物の全半壊棟数 地震動（揺れ）による建物の全半壊棟数 斜面崩壊による建物の全半壊棟数 津波による建物の全半壊棟数 火災による建物の全半壊棟数
落下物等	ブロック塀等の倒壊件数 自動販売機の転倒台数 屋外落下物が発生する建物棟数
人的被害	建物倒壊（揺れ）による死傷者数 斜面崩壊による死傷者数 津波による死傷者数 火災による死傷者数 ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による死傷者数 屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物による死傷者数 揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）数 津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数
ライフライン被害	上下水道、電力、通信（電話）の被害
交通施設被害	道路、港湾・漁港の被害
生活への影響	避難者、帰宅困難者、物資
災害廃棄物等	災害廃棄物、津波堆積物
その他の被害	孤立集落
被害額	建物、ライフライン施設、交通施設、土地（農地）、その他

第3 宇検村における被害想定結果概要

全壊・焼失棟数

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

季節・時刻	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計	(参考) 堤防の機能不全による増分
冬18時	わずか	わずか	わずか	10	0	10	わずか

半壊棟数

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

季節・時刻	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	合計	(参考) 堤防の機能不全による増分
冬18時	わずか	30	10	60	10	わずか

ブロック塀等倒壊件数

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

塀件数				倒壊件数			
ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計
200	40	50	290	20	10	わずか	40

自動販売機転倒台数

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

自動販売機台数	自動販売機転倒台数
80	わずか

屋外落下物が生じる建物棟数

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

屋外落下物が想定される建物棟数	屋外落下物が生じる建物棟数
わずか	わずか

死者数（早期避難率：低）

想定地震：南海トラフ

季節・時刻	建物倒壊	(うち屋内収容物移動・転倒(屋内転倒物)、屋内落下物)	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計

負傷者数（早期避難率：低）

想定地震：南海トラフ

季節・時刻	建物倒壊	(うち屋内収容物移動・転倒(屋内転倒物)、屋内落下物)	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計

重症者数（早期避難率：低）

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

季節・時刻	建物倒壊	(うち屋内収容物移動・転倒(屋内転倒物)、屋内落下物)	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計

建物被害に伴う要救助者数（自力脱出困難者数）

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

季節・時刻	揺れによる建物被害に伴う要救助者数
夏12時	わずか

津波被害に伴う要救助者数・要搜索者数

想定地震：南海トラフ

季節・時刻	要救助者数	要搜索者数
夏 12時	わずか	20

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

季節・時刻	要救助者数	要搜索者数
夏 12時	10	10

水道被害（断水人口）

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

季節 時刻	給水人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
冬 18時	1,900	660	34	590	30	310	16	30	2

電力被害（停電軒数）

想定地震：南海トラフ

季節 時刻	電灯軒数 (軒)	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
		停電軒数 (軒)	停電率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
冬 18時	2,200	10	1	10	1	10	1	10	1

通信被害（固定電話不通回線）

想定地震：南海トラフ

季節 時刻	回線数 (回線)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)
冬 18時	1,000	10	1	10	1	10	1	10	1

通信被害（携帯電話不通ランク）

想定地震：南海トラフ

季節 時刻	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
	停波 基地局率 (%)	不通 ランク	停波 基地局率 (%)	不通 ランク	停波 基地局率 (%)	不通 ランク	停波 基地局率 (%)	不通 ランク
冬 18時	2	わずか	1	わずか	1	わずか	1	わずか

港湾・漁港係留施設（被害個所数）

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

岸壁		その他の係留施設	
岸壁数	被害個所数	その他の係留施設数	被害個所数
わずか	わずか	20	わずか

避難者数

想定地震：南海トラフ

季節 時刻	被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
夏12時	210	140	70	80	70	10	190	60	130

物資需要量

想定地震：南海トラフ

季節 時刻	被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
	食料 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食料 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食料 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)
夏12時	490	50	270	260	50	140	200	50	110

災害廃棄物発生量

想定地震：南海トラフ

季節・時刻	災害廃棄物（万トン）			災害廃棄物（万m ³ ）		
	災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
冬18時	わずか	わずか	わずか	わずか	わずか	わずか

孤立する可能性のある集落数

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

農業集落		漁業集落	
孤立に至る条件に 該当する集落数	孤立する可能性 のある集落数	孤立に至る条件に 該当する集落数	孤立する可能性 のある集落数
6	6	2	2

資産等の被害額（抜粋）

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

単位（億円）

季節・時刻	建物	資産	交通		土地 農地	災害 廃棄物	合計
			港湾・漁港	その他の 公共施設			
冬 18時	10	わずか	40	20	わずか	10	80

資料：平成 26 年 2 月 鹿児島県地震等災害被害予測調査より

※被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第 4 津波から避難の迅速化による死者数の軽減効果

	避難行動別の比率		
	避難する		
	すぐに避難する （直接避難）	避難するが すぐには避難しない （用事後避難）	切迫避難 あるいは 避難しない
早期避難者比率が低い場合 （早期避難率 低）	20%	50%	30%
早期避難者比率が高い場合 （早期避難率 高）	70%	20%	10%
早期避難者比率高く、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効果的に行われた場合 （早期避難比率＋呼びかけ）	70%	30%	0%
全員が発災後すぐに避難を開始した場合 （迅速避難）	100%	0%	0%

※避難開始時期は、昼間の場合、直接避難者は発災 5 分後、用事後避難者は発災後 15 分後、切迫避難者は津波到達後とする。また、夜間の場合は、昼間に比べてさらに 5 分準備に時間がかかるものと仮定する。

資料：平成 26 年 2 月 鹿児島県地震等災害被害予測調査より

第3節 地震・津波等、防災・減災対策の目標

第1 基本的な考え方

いつどこで発生するかわからない地震や津波による災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備える必要がある。

第2 減災目標

地震の揺れによる死者数及び津波による死者数をゼロにする。

第3 取組の方向性

- ・「命を守る」（人的被害の抑止）、「暮らしを守る」（生活の確保）、「地域を守る」（経済被害の軽減）の3つの柱を基本目標とした必要な対策を実施する。
- ・多くの死者を発生させると考えられる建物倒壊、津波対策に重点的に取り組む。
- ・巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを第一に、住民の避難を軸としたハード対策とソフト対策を組み合わせ、実施する。
- ・海岸線が長く、多くの集落が湾沿いに点在するなど本村の地域特性のほか、過疎・高齢化の進展などの社会的状況も考慮した対策に取り組む。
- ・県、市町村、関係機関、県民等が一体となって取り組む。

第2部 地震・津波災害予防

第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備

地震・津波災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止し、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。本章では、このような地震・津波災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進

【関係機関：鹿児島県】

【宇 検 村：建設課・総務課】

第1 地震土砂災害の防止対策

第1節土砂災害・液状化等の防止対策の推進第1地震土砂災害の防止対策については、一般災害編「第2部災害予防・減災第1章災害に強い施設等の整備第1節土砂災害等の防止対策の推進第1土砂災害の防止対策」に準ずる。

第2 液状化防止対策

1 地盤改良の推進

(1) 地盤改良の推進

地域開発等にあつては、地盤が軟弱である場合は、地盤改良等の推進を図る。

(2) 構造的対策の推進

県・村の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化等の補強対策を実施する。

2 液状化対策手法の周知

液状化対策に関し住民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが、将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等については、住民や関係方面の周知に努める。

3 危険地区の概要

一般災害編「第2部災害予防・減災第1章災害に強い施設等の整備第1節土砂災害等の防止対策の推進第1土砂災害の防止対策10危険地区の概要」に準ずる。

第2節 津波災害防止対策の推進

【関係機関：鹿児島県・宇検村社会福祉協議会・宇検消防分駐所】

【宇 検 村：保健福祉課・建設課・産業振興課・総務課・企画観光課】

本村は奄美大島南部にあり、ほとんどの集落が海に面した特性から津波災害を受けやすい特質がある。このため、津波対策は、各種海岸保全施設の整備等の対策を推進するとともに、津波発生に備え、危険予想地域の把握・指定、広報体制及び避難体制の整備、並びに津波知識の意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し、津波災害危険を解消するための事前対策を推進する。

第1 津波に強いまちづくり

- 1 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつできるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。
- 2 村及び県は、当該津波浸水想定を踏まえて、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。また、例えば港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて、総合的な施設整備に努める。
- 3 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等及び避難経路・避難階段等の整備など、避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
- 4 地域防災計画等の各種計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、各種まちづくりに関わる計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるように努める。
- 5 津波による危険の著しい区域については、人的被害を防止するため、津波災害特別警報区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- 6 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。
- 7 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。
- 8 津波災害警戒区域の指定のあったときは、村地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

- 9 地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- 10 地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講ずる。
- 11 津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は指示等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。
- 12 最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。
- 13 河川堤防の整備等を推進するとともに、水門の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。
- 14 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な地域とのアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

第2 避難関連施設の整備

- 1 避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。
- 2 避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。
- 3 津波浸水等のおそれのある地域において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置された安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。
- 4 住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

第3 建築物の安全化

- 1 県、村及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

- 2 津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。
- 3 津波浸水想定区域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情を踏まえた学校の津波対策に努める。

第4 津波災害の防止対策

1 海岸保全施設整備事業の推進

台風時の高潮や冬季波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後とも、海岸保全基本計画に基づき、海岸保全施設の整備を図る。

2 海岸保全施設の耐震化・液状化対策の推進

従来 of 台風、高潮等を念頭にした海岸保全施設整備事業に加え、津波や地震災害に備え、老朽化した海岸保全施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、護岸施設の液状化対策の検討や、情報伝達手段の設備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

第5 津波災害危険予想地域の把握

1 津波被害予測調査結果等の周知

津波災害に係る危険性については、県地震等災害被害予測調査(平成26年2月)において、南西諸島沿いや鹿児島湾直下、南海トラフを震源とした地震や、桜島の海底噴火による津波など、計11津波の調査がなされた。

その調査結果及び国の機関等が実施した津波関連調査結果の報告を把握して津波対策に活用できるよう指導を受けるものとする。

2 津波危険の把握

津波の危険性の高い本村は、沿岸地域ごとに以下の内容を調査し、専門的な点検項目については、専門機関の協力を得ながら津波災害危険の把握に努める。

- (1) 沿岸・河口部の形状、地盤高の把握
- (2) 避難にあたっての避難経路の長さ、避難に係る時間及び避難路上の障害物の有無の把握
- (3) 避難場所等の標高などの配置状況及び堅牢度等の調査
- (4) 避難場所以がに津波避難ビル等に利用できる堅牢な建物分布状況の調査
- (5) その他の避難活動上の阻害要因等の把握(防潮堤の強度、傾斜、避難階段の有無)
- (6) 危険区域内に居住する住民構成や地域、近隣単位の自主避難体制の検討
- (7) 過去の津波の遡上高等の痕跡等の発掘調査、保存

第6 津波被害に対する広報・避難体制の整備

1 避難の勧告指示の伝達・広報体制の整備

津波に関する避難指示等が出されたとき、沿岸住民や旅行者、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線（屋外同法系による）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、鹿児島県防災web、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ放送等の広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておくなどの事前措置を講じておく。

2 津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後、数分程度で津波が襲来する恐れもあることから、地震・津波時の避難指示の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。また、避難するに際して、津波到達時間内に避難できるよう体制を整備し、標高などを明記した避難所の配置状況や安全性に関する調査等を踏まえて、適宜見直しを行う。

第7 津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

1 各種広報媒体を活用した津波広報

広報紙、パンフレット、防災マップ、テレビ、ラジオ、新聞、ビデオ、映画等の多種多様な広報媒体を活用し、住民等に対して、津波に関する基礎知識、津波災害危険の実態、津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発を行い、周知に努める。

2 津波に関する意識啓発

津波関連のシンポジウムや講習会の開催を通して津波災害の啓発に努め、各地域や避難場所における海拔表示板の設置を実施し、通常時での避難に関する意識の普及・啓発を行い周知に努める。

3 津波災害に関する避難訓練・講習会等の実施

地域の実情に応じて津波の発生を想定し、住民参加の訓練をするほか、釣り客や海水浴客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。

第3節 防災構造化の推進

【関係機関：鹿児島県・宇検消防分駐所】

【宇検村：建設課】

村の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進する。また、個々の災害危険箇所等に対する対策と同時に土地利用の規制、道路の整備といった総合的な基盤整備事業を通じての防災対策を進めていく必要がある。

第1 防災的土地利用の推進

1 新規開発に伴う指導・誘導

県及び村は、新規開発等の事業に際して、以下の各種法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、低地部の軟弱地帯地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

(1) 建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第39条により指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める

(2) 危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転促進を図る。

第2 建築物の不燃化の促進

1 消防水利・耐震性貯水槽等の整備

消防力の整備指針等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、予想される地震火災に対応できるよう、各種事業により村街地における耐震性貯水槽等消防水利の整備を推進する。

2 その他の地震火災防止事業

地震時の建物やブロック塀等の倒壊を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、都村公園や防災拠点施設の整備を進め、地震火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第3 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1 擁壁の安全化

道路部において擁壁を設置する場合は、設計時に地震時の安全性を考慮しているが、道路防災総点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補修等の

改修の指導推進に努める。

3 屋外広告物に対する規制

県は、掲出許可基準において「構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼす恐れのない物であること。」と定め、一定以上の広告物については、広告物について一定の資格、技術及び知識を有する者を管理者として設置することを義務付けている。また、建築基準法等他の法令の適用を受ける屋外広告物について、その基準の遵守・徹底を図るとともに、地震時の倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い建築物については、特に設置者に対する点検・指導に努める。

4 自動販売機の転倒防止

自動販売機の普及に合わせて、地震時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されている。設置者においては、道路上の違法設置の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底することによる安全化を図るものとする。

第4節 建築物災害の防災対策の推進(耐震診断・耐震改修の促進)

【関係機関：各関係機関】

【宇 検 村：建設課・教育委員会・総務課】

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第1 公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等

1 公共施設等の重点的な耐震診断・耐震改修の実施

庁舎、消防、警察等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館などは、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、これらの防災拠点施設や公共施設等のうち、新耐震基準(平成7年及び12年改正、新耐震性設計法による改正)によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の促進に努める。

また、大規模災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

2 液状化の恐れがある公共施設等の安全性

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、液状化危険の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

第2 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

1 防災指導等による不燃化、耐震性の確保

一般建築物の不燃化、耐震改修・安全化等の促進の指導に努める。

(1) 一般建築物に対する防災指導

ア 建築確認審査等による指導・誘導

特定行政庁である県は、建築確認審査及び完了検査を通して、建築物や敷地等が安全となるよう、建築基準法等に基づき指導行う。

イ 建築規制の指導・強化

災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域)内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに、住居の用に供する建築物の建築を制限し、災害を未然に防止する。

ウ 危険予想地域内建築物の安全措置の指導

がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置を講ずるよう指導・啓発する。

エ 保安上危険な建築物に対する指導

保安上危険(がけ下等)であり、又は衛生上有害である建築物に対し、適正な指導を行う。

(2) 既存建築物に対する耐震改修等指導(品確法性表示制度平成13年施行)

現行の耐震基準の以前に建築された建築物については、その耐震性が確保されていないものがあることから、建築物の耐震診断・耐震改修の必要性について普及・啓発を図る。また、これら施設に対する災害は、地盤の種別やその液状化の程度にも関係するため、地盤振動や液状化の危険性の高い区域については、特に重点的な耐震性の確保が望まれる。

がけ地の崩壊による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

なお、がけ地に接近した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対し、移動促進のための啓発を行う。

2 住民等への意識啓発

住民に対し、以下の意識啓発を実施する。

(1) 耐震診断の必要性の啓発

既存建築物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

(2) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

(3) 住民に対する指導啓発内容

ア 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発

イ がけ地近接危険住宅の移転に対する指導

ウ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

エ 家具転倒防止器具の取付による家具類の固定や寝室における家具類の撤去の啓発

3 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、映画館、旅館、ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、建築物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせて、その結果の報告を求める。

また、必要な場合は、県と連携して現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

(2) 特殊建物の定期的な防災査察の実施

前期に掲げた特殊建物など不特定多数の者が利用する施設について、「建築物防災週間」において消防署等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全性を確保するため、積極的な指導を推進する。

第5節 公共施設の災害防止対策の推進

【関係機関：鹿児島県・九州電力・ガス会社・NTT西日本】

【字 検 村：建設課】

上・下水道、電力、ガス、通信ライフライン施設、道路、架橋、港湾、漁港、河川、砂防施設等の公共施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きい。

このため、地震・津波災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止策を推進する。

第1 上水道施設の災害防止

1 地震に強い上水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は日常生活に不可欠なため、災害に備え、機能が維持できるよう施設整備を行っているが、引き続き、以下の対策により、地震災害に強い上水道施設の整備を維持する。

- (1) 水源、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 老朽化水道施設、配水管、管路施設の点検・補修の推進
- (3) 浄水場等の耐震化・停電対策の推進
- (4) 広域的なバックアップ体制の推進

2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者への応急給水施設等の整備

第2 下水道施設の災害防止

1 地震に強い下水道施設・管路施設の整備の推進

下水道施設について、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き以下の対策を推進し、地震災害に強い下水道施設の整備を推進する。

- (1) 管路施設等の耐震化の推進
- (2) 老朽化水道施設、配水管、管路施設の点検・補修の推進
- (3) 広域的なバックアップ体制の推進
- (4) 処理場等の耐震化、停電対策の推進

2 集中監視システムの活用

浄化センターや処理場の集中監視システムを活用して、公共施設の被害状況を把握できるように検討していく。

第3 電力施設の災害防止

1 電力施設の地震災害予防措置

九州電力株式会社は、以下の方法により地震災害に伴う電力施設被害防止のための恒久的設備対策を推進し、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施設を実施する。

(1) 配電設備

架空電線路・・・電気設備の技術基準に規程されている設計荷重が地震動による加重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(2) 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮し他設計とする。

2 防災業務施設及び設備の整備

(1) 観測、予報施設及び設備の強化、整備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ雨量、流量、潮位、波高等の観測施設及び設備の強化、整備を図る。

(2) 通信連絡施設及び設備の強化、整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ無線、有線設備等の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

3 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるとともに、災害対策用資機材の輸送計画を樹立し、車両、船艇、ヘリコプター等の輸送力の確保に努める。また、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い非常事態に備える。

4 電気事故の防止対策

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に常日頃からテレビ、ラジオ等の報道機関ほかパンフレット、リーフレットの作成配布による広報活動を行う。

- ・ 電柱の倒壊・折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最寄りの九州電力の事業所等に連絡すること。
- ・ 断線垂下している電線には絶対触れないこと。
- ・ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

5 防災訓練による施設復旧体制の整備

災害対策を円滑に推進するため、年 1 回以上防災訓練を実施するとともに、国及び地方自治体を実施する防災訓練には積極的に参加する。

第4 通信施設の災害防止

1 電気通信設備等の耐震性の確保

西日本電信電話株式会社鹿兒島支店は、通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進することにより、地震災害等の災害時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について以下に示す予防措置を講じる。

(1) 電気通信施設・設備の耐震化

電気通信施設・設備の耐震化を図る。特に、局舎(電話局等)については、既往最大規模の地震事例を参考として耐震、耐火構造化を推進する。

(2) 通信機器の耐震化

局舎内に設置する電話・電話データ通信用機器は、振動による倒壊、破損を防止するため、支持金物等による耐震措置を行う。

(3) 非常用予備電源の確保・整備

非常用予備電源として、蓄電池・初動発電機を常備する。

2 通信設備の確保

(1) 架空ケーブルの地下埋設化

架空ケーブルは地震による二次的災害(火災)に比較的弱いので、寸断等の恐れがある区間は地下埋設化を推進する。

(2) 架染添架ケーブルの耐火防護・補強

架染添架ケーブルは、二次的災害の被害を想定して、耐火防護・補強を実施する。

(3) 局間地下ケーブルの経路の分散化

電話局相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進する。

(4) 通信サービス実施体制の整備

災害が発生した場合に、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ定められた次の措置計画により、万全を期する。

ア 回線の切替え措置方法

イ 可搬無線機、工事用車両無線機及び予備電源車の運用方法

ウ 重要局所被害時の措置方法

エ 災害対策用電話回線の作成

オ 一般電話の制限(大規模地震等広域な災害が発生したとき又は予知されたとき、これら地域に対する重要通信を確保するため、必要により一般電話を制限する。)

3 災害対策用機器及び車両の確保

災害発生時において通信サービスを確保し、又は被害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。

(1) 非常用衛星通信装置

(2) 非常用無線装置

(3) 非常用交換装置

(4) 非常用伝送装置

(5) 非常用電源装置

(6) その他の応急復旧用諸装置

4 防災演習の実施

災害対策を円滑に推進するため、災害対策情報連絡演習、災害対策復旧計画演習及び災害対策実施作業演習に関する防災演習を実施する。

第6 道路・橋梁の災害防止

1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出、救助、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、県及び村の道路管理者は、既存道路施設等の耐震性の確保を基本に、以下の防災、耐震対策等に努める。

(1) 所管道路の防災補修工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

(2) 所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、各管理者においては、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の耐震対策工事を実施する。

(3) トンネルの補強

トンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要であると指摘された箇所について、トンネルの補強を実施する。

2 緊急輸送道路ネットワークの形成

地震直後からの救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、上記による防災、耐震対策を推進する。

3 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保に努める。

第7 港湾・漁港施設の災害防止

1 拠点港湾機能の確保

港湾・漁港施設は、震災時に緊急物資・資財等及び避難者・負傷者の海上輸送を行う上できわめて重要な役割を果たすことから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾、漁港を指定し、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

2 港湾・漁港施設の整備

本村の拠点港となる湯湾港の管理者は、岸壁、緑地、臨港道路等の耐震化を計画的に推進する。

第8 河川施設の災害防止

1 河川施設の災害防止事業の推進

(1) 河川施設の整備状況

本村は、台風常襲地帯、多雨地帯という極めて厳しい自然条件のもとにあり、未改修河川が多いため、長期的展望に立って、緊急度の高い氾濫区域の洪水・防ぎよを主体、河川環境にも十分配慮しつつ整備事業を推進していく。

(2) 河川施設の整備方針

本村の河川は、一定規模の風水害に耐えうるよう整備されており、通常地震に対しても堤防への大きな被害は生じないと思われるが、通常水位や潮位に比べて、境内地盤が低いところや、護岸施設等の老朽化が進行しているところでは、地震時の液状化等による堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらす恐れがある。

このため、河川管理者は、地震災害を念頭にした河川堤防の災害防止対策として、背後地の資産状況等を勘案し、必要区間に対する整備を進める。

2 河川水の取水体制の整備

河川管理者は、地震時の断水に伴い、消防水利や生活用水が不足する事態に備え、河川水等を緊急時の消火・生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を促進する。

第6節 地震防災緊急事業の五箇年計画の推進

【関係機関：鹿児島県・宇検村】

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、「地震防災対策特別措置法(平成6年6月16日法律第111号)」が制定され、災害対策基本法第40条に規定する都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて五箇年間の計画(地震防災緊急事業五箇年計画)に基づく事業を推進する。

地震防災上特に緊急を要する以下の施設の整備を重点的・計画的に推進する。

第1 地震防災緊急事業五箇年計画

1 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法第2条において、知事は、人口や産業の集積等の社会的条件、地域等の自然条件を総合的に勘案して、地震により著しい被害が発生すると見込まれる地区について「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができると定められている。

2 計画年度

第一次地震防災緊急事業五箇年計画(平成8～12年)

第二次地震防災緊急事業五箇年計画(平成13～17年)

第三次地震防災緊急事業五箇年計画(平成18～22年)

第四次地震防災緊急事業五箇年計画(平成23～27年)

第五次地震防災緊急事業五箇年計画(平成28～令和2年)

3 対象事業

村が実施する事業については、次の施設等の整備等である。

- (1) 避難場所
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁協施設
- (6) 公的医療機関、その他法令で定める医療機関のうち、地震防災常改築又は補強を要するもの
- (7) 社会福祉施設のうち、地震防災常改築又は補強を要するもの
- (8) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 第6号から第8号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数のものが利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 海岸保全施設又は河川管理施設
- (11) 砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設又は急傾斜地崩壊防止施設
- (12) 地域防災拠点施設

- (13) 防災行政無線設備その他施設又は設備
- (14) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家用発電設備その他の施設又は設備
- (15) 非常食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (16) 救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

第7節 地震防災研究の推進

【関係機関：鹿児島県・宇検村・関係機関】

村及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、地震及び地震防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地震動や液状化等による被害を軽減し、各種救護活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物・港湾等の耐震性や液状化、機能障害の予測等に関する調査に努める。

2 地域危険度の調査研究

村は、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災アセスメント、防災マップ等の作成に努める。

第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え

地震・津波災害に際して、迅速かつ円滑な震災応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。本章では、このような震災対策への事前の備えについて定める。

また、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町村等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1節 防災組織の整備

【関係機関：鹿児島県・宇検村社会福祉協議会・宇検消防分駐所】

【宇 検 村：総務課】

地震が発生した場合、人命の損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、津波や水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、県、村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

第1 応急活動実施体制の整備

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第1節防災組織の整備第1 応急活動実施体制の整備」に準ずる。

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整、体制の整備

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第1節防災組織の整備第2 平常時の防災組織相互の連絡調整、体制の整備」に準ずる。

第3 広域応援体制の整備

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第1節防災組織の整備第3 広域応援体制の整備」に準ずる。

第2節 通信・広報体制の整備

【宇 検 村：保健福祉課・企画観光課・総務課】

大規模な地震・津波が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、村及び各防災関係機関は、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

第1 通信施設の整備

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第2節通信・広報体制の整備計画第1通信施設の整備」に準ずる。

第2 災害時優先電話（有線通信設備）の整備

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第2節通信・広報体制の整備計画第2災害時有線電話（有線通信設備）による通信」に準ずる。

第3 各種防災情報システムの整備

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第2節通信・広報体制の整備計画第3各種防災情報システムの整備」に準ずる。

第4 広報体制の整備

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第2節通信・広報体制の整備計画第4広報体制の整備」に準ずる。

第5 孤立化するおそれのある集落との通信の確保

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第2節通信・広報体制の整備計画第5孤立化するおそれのある集落との通信の確保」に準ずる。

第3節 地震・津波観測体制の整備

【関係機関：名瀬測候所・鹿児島県】

【宇検村：総務課】

地震・津波による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

第1 地震・津波観測体制の整備

1 鹿児島地方気象台における地震・津波災害等に関する業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、地震・津波災害に関する業務体制の整備充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

県下及びその周辺地域の地震活動・津波を監視するため、地震計や津波観測施設などを適切に配置し、地震や津波の観測を実施するとともに、関係行政機関、県市町村と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 気象庁が発表する地震・津波等に関する情報等を迅速かつ的確に関係機関等に伝達できる体制の整備に努める。

(3) 地震等関係資料のデータベース化の構築

災害発生時等において、地震・津波情報等を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の地震等関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

2 主要関係機関における地震等観測体制の整備

県、村及び主要機関における観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、地震計、自記雨量計、自記水位計等の整備充実を図る。

また、県及び村は迅速な地震・津波の伝達のため、その伝達体制及び設備等の充実を図るよう努める。

3 情報伝達体制の整備

(1) 地震観測体制の強化

気象庁、文部科学省が行う地震動の観測体制と消防庁、県が行う計測震度計設置事業による地震動の観測体制との連携を図りつつ、的確な緊急対応ができるよう検討する。

(2) 情報伝達体制の整備

被災者への情報伝達手段として、エリアメール・コミュニティFM・SNS・地上デジタル放送など地域防災無線系の拡充と消防庁のJ-ALERT（全国瞬時警報システム）で受信し、防災行政無線で確実に住民への周知を図るとともに、有線系も含めた多様な通信手段で確実に情報伝達ができる体制づくりを図る。

第2 気象情報自動伝達システムの活用

気象情報自動伝達システムの活用により、地震・津波情報を自動的に村や関係機関に防災行政情報ネットワークシステムで送信するとともに、関係職員に地震・津波情報等を電子メール等で送信し、地震・津波発生時等の初動体制の確立を図る。

第3 震度情報ネットワークシステムの活用

村並びに消防庁及び県をネットワークで結び、県下各地に配備した計測震度計を利用し、震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

第4節 消防体制の整備

【関係機関：宇検消防分駐所・医療施設管理者・福祉施設管理者】

【宇 検 村：総務課・保健福祉課・教育委員会】

地震・津波の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防組合等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資器材等の整備を推進する。

第1 消防活動体制の整備

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第4節消防体制の整備第1消防活動体制の整備」に準ずる。

第2 消防用水利、装備、資器材の整備

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第4節消防体制の整備第2消防用水利、装備、資器材の整備」に準ずる。

第5節 避難体制の整備

【関係機関：奄美海上保安部・瀬戸内警察署・宇検消防分駐所・医療施設管理者・福祉施設管理者】

【宇 検 村：保健福祉課・教育委員会・総務課】

地震時には、津波や延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。このため、地震・津波災害時における村長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領、防災マップ及び海拔表示板等を作成し、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全な避難について留意する。

第1 避難場所及び避難所の指定等

1 避難場所及び避難所の指定

村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所

村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するとともに、沿岸部においては、津波避難ビルの指定や津波避難タワー等の整備に努める。

また、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有する事を基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

	避難場所の名称	海 抜(m)	対象区域
1	浄水場入口広場	17	宇検集落
2	集落奥	10	久志集落
3	ケタクラ上部公園	30	生勝集落
4	砂防ダム前広場	7	芦検集落
5	村道・芦検今里線	26	
6	田検中学校屋上	8	田検集落
7	四級公園	23	
8	忠魂碑公園	38	湯湾集落
9	松山ビル屋上	12	
10	県道・湯湾新村線	14	石良集落
11	村道・美長良線	9	須古集落
12	村道・部連古志線道路敷地内	17	部連集落

13	県道・名瀬瀬戸内線高台	85	名柄集落
14	県道・曾津高崎線高台広場	13	佐念集落
15	タンカン組合倉庫前広場	18	平田集落
16	県道・曾津高崎線高台	25	阿室集落
17	県道・曾津高崎線高台広場	16	屋鈍集落

(2) 指定避難所

村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。

また、一般の避難所では生活する事が困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

なお、村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等(県立学校については県教育委員会)の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

		海 抜(m)	対象区域
1	宇検防災会館	1	宇検集落
2	久志公民館	2	久志集落
3	久志小中学校	2	宇検・久志・生勝
4	生勝公民館	1	生勝集落
5	芦検公民館	1	芦検集落
6	田検防災会館	1	田検集落
7	田検中学校	2	田検・芦検・湯湾・石良・須古・部連
8	田検小学校	2	田検・芦検・湯湾・石良・須古・部連
9	湯湾生活会館	1	湯湾集落
10	湯湾会館	1	湯湾集落
11	総合体育館	1	村全域
12	元気の出る館	1	湯湾・石良・須古
13	石良公民館	4	石良集落
14	須古公民館	1	須古集落
15	部連公民館	1	部連集落

16	名柄公民館	2	名柄集落
17	名柄小中学校	1	名柄・佐念
18	佐念公民館	2	佐念集落
19	平田公民館	2	平田集落
20	阿室防災会館	3	阿室集落
21	阿室いこいの家	3	阿室集落
22	阿室小中学校	2	阿室・平田・屋鈍
23	屋鈍防災会館	3	屋鈍集落

2 避難所の整備

村は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。

指定避難所において救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、指定避難所において長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなる恐れがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備に努める。

特に、学校施設においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

3 避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

4 福祉避難所の設置

通常の避難所では高齢者や身体障害者等の介護に必要な設備が整っていないことから要配慮者が安心した避難生活ができる体制を整備した下記の福祉施設と福祉避難所としての協力を要請するものとする。

	避難場所	住所
1	特別養護老人ホーム 虹の園	宇検村須古2-4
2	宇検村社会福祉センター やけうちの里	宇検村湯湾2937-87

5 避難路

避難路については、避難圏域や道路整備状況等の条件が異なるため、統一的な基準での設定が困難であるが、基本的には幅員が比較的広く、安全と考えられる道路を選定する。

第2 避難指示体制の整備

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第5節避難体制の整備
第2 避難指示体制の整備」に準ずる。

第3 災害時要配慮者の避難体制の整備

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第5節避難体制の整備
第3 災害時要配慮者の避難体制の整備」に準ずる。

第4 各種施設における避難体制の整備

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第5節避難体制の整備
第4 各種施設における避難体制の整備」に準ずる。

第5 避難誘導、避難所の運営体制

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第5節避難体制の整備
第5 避難誘導、避難所の運営体制の整備」に準ずる。

第6節 救助・救急体制の整備

【関係機関：古仁屋海上保安署・瀬戸内警察署・宇検消防分駐所】

【宇 検 村：総務課】

地震・津波時には、浸水、建物倒壊、火災等の被害の可能性が危惧され、多数の救助救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助、救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

第1 救助・救急体制の整備

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第6節救助・救急体制の整備第1救助・救急体制の整備」に準ずる。

第2 救助、救急用装備・資器材の整備

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第6節救助・救急体制の整備第2救助・救急用装備・資器材の整備」に準ずる。

第7節 交通確保体制の整備

【関係機関：古仁屋上保安部・鹿児島県・瀬戸内警察署】

【宇 検 村：建設課・産業振興課・総務課】

地震・津波時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想されるので、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

第1 道路整備計画

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第7節交通確保体制の整備第1道路整備計画」に準ずる。

第2 法面崩壊等防止対策

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第7節交通確保体制の整備第2法面崩壊等防止対策」に準ずる。

第3 交通途絶予想箇所

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第7節交通確保体制の整備第3交通途絶予想箇所」に準ずる。

第8節 輸送体制の整備

【宇 検 村：建設課・産業振興課・総務課・各関係機関】

地震・津波災害時には、被災者の避難、並びに災害応急対策、及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

第1 災害を想定した輸送計画の確立

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第8節輸送体制の整備第1災害を想定した輸送計画の確立」に準ずる。

第2 輸送施設の指定

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第8節輸送体制の整備第2輸送施設の指定」に準ずる。

第9節 医療体制の整備

【関係機関：宇検診療所・大島郡医師会・大島郡歯科医師会】

【宇 検 村：保健福祉課】

地震・津波等災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び医療救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。

第1 拠点となる医療施設の強化

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第9節医療体制の整備第1拠点となる医療施設の強化」に準ずる。

第2 救急医療情報ネットワークの整備

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第9節医療体制の整備第2救急医療情報ネットワークの整備」に準ずる。

第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備

【関係機関：鹿児島県・宇検消防分駐所】

【宇 検 村：住民税務課・保健福祉課・建設課・産業振興課・教育委員会・総務課・企画観光課】

村、県は、その他の地震・津波災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。
なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制等の整備に努める。

第1 備蓄物資計画

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第10節その他の震災応急対策事前措置体制の整備第1備蓄物資計画」に準ずる。

第2 給水体制の整備

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第10節その他の震災応急対策事前措置体制の整備第2給水体制の整備」に準ずる。

第3 し尿処理対策の事前措置

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第10節その他の震災応急対策事前措置体制の整備第3し尿処理対策の事前措置」に準ずる。

第4 住宅の確保対策の事前措置

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第10節その他の震災応急対策事前措置体制の整備第4住宅の確保対策の事前措置」に準ずる。

第5 総合防災力の強化に関する対策

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第10節その他の震災応急対策事前措置体制の整備第5総合防災力の強化に関する対策」に準ずる。

第6 臨時ヘリポートの選定基準等

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第10節その他の震災応急対策事前措置体制の整備第6臨時ヘリポートの選定基準等」に準ずる。

第7 災害用装備資器材等の整備

一般災害編「第2部災害予防・減災第2章迅速かつ災害応急対策への備え第10節その他の震災応急対策事前措置体制の整備第7災害用装備資器材等の整備」に準ずる。

第11節 複合災害対策体制の整備

【関係機関：古仁屋海上保安署・鹿児島県・瀬戸内警察署・宇検消防分駐所・関係各機関】

【宇 検 村：総務課】

第1 村及び県等の複合災害対策

村及び県等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

第2 複合災害を想定した訓練

村及び県等は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練等の実施に努める。

第3章 住民の防災意識の啓発及び活動の促進

地震・津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、災害時要援護者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。本章では、このような住民の防災活動の促進について、その対策を定める。

防災知識の普及、訓練を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第1節 防災知識の普及啓発

【関係機関：各関係機関】

【宇 検 村：教育委員会・保健福祉・企画観光課・総務課】

地震・津波災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。

第1 防災知識普及計画

一般災害編「第2部災害予防・減災第3章住民の防災意識の啓発及び活動の促進第1節防災知識の普及啓発第1 防災知識普及計画」に準ずる。

第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

一般災害編「第2部災害予防・減災第3章住民の防災意識の啓発及び活動の促進第1節防災知識の普及啓発第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施」に準ずる。

第2節 防災訓練の実施

【関係機関：鹿児島県・宇検村・名瀬観測所・各関係機関】

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に実行できるよう、関係機関と協力して訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

第1 防災訓練の目標・内容の設定

一般災害編「第2部災害予防・減災第3章住民の防災意識の啓発及び活動の促進第2節防災関係機関の職員への防災研修等の実施第1 防災訓練の目標・内容の設定」に準ずる。

第2 訓練の企画・準備

一般災害編「第2部災害予防・減災第3章住民の防災意識の啓発及び活動の促進第2節防災関係機関の職員への防災研修等の実施第2 訓練の企画・準備」に準ずる。

第3 訓練の方法

一般災害編「第2部災害予防・減災第3章住民の防災意識の啓発及び活動の促進第2節防災関係機関の職員への防災研修等の実施第3 訓練の方法」に準ずる。

第4 訓練結果の評価・総括

一般災害編「第2部災害予防・減災第3章住民の防災意識の啓発及び活動の促進第2節防災関係機関の職員への防災研修等の実施第4 訓練結果の評価・総括」に準ずる。

第3節 自主防災組織の育成

【宇 検 村：総務課】

大規模災害発生時は多くの人々が近隣の住民を救助・救出し、また被災者の情報提供等を行うなど防災・減災において隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が重要となる。

このため、災害時に通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等を行う地域住民による自主防災組織の設置、育成強化を図る。

第1 自主防災組織育成計画

一般災害編「第2部災害予防・減災第3章住民の防災意識の啓発及び活動の促進第3節自主防災組織の育成第1 自主防災組織育成計画」に準ずる。

第2 防災リーダー等の育成強化

一般災害編「第2部災害予防・減災第3章住民の防災意識の啓発及び活動の促進第3節自主防災組織の育成第2 防災リーダー等の育成強化」に準ずる。

第3 事業所の自主防災体制の強化

一般災害編「第2部災害予防・減災第3章住民の防災意識の啓発及び活動の促進第3節自主防災組織の育成第3 事業所の自主防災体制の強化」に準ずる。

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

【宇 検 村：総務課】

村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として宇検村防災会議に提案するなど、村と連携して防災活動を行う。

村は、宇検村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、宇検村地域防砂計画に地区防災計画を定める。

第5節 防災ボランティアの育成

【関係機関：宇検村社会福祉協議会・大島郡医師会・大島郡歯科医師会】

【宇 検 村：住民税務課・保健福祉課・総務課】

地震等の大規模災害時においては、個人のほか、専門的なボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援する等発生直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

一般災害編「第2部災害予防・減災第3章住民の防災意識の啓発及び活動の促進第4節防災ボランティアの育成第1 防災ボランティアとの連携体制の整備」に準ずる。

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

一般災害編「第2部災害予防・減災第3章住民の防災意識の啓発及び活動の促進第4節防災ボランティアの育成第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備」に準ずる。

第5節 要配慮者の安全確保

【関係機関：医療施設管理者・福祉施設管理者】

【宇 検 村：住民税務課・保健福祉課・教育委員会・総務課・企画観光課】

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人、観光客・旅行者等は、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、要配慮者といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展に伴い、要配慮者が増加することが予想される。このため、県、村及び防災関係機関は、平素より、要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

第1 地域における要配慮者対策

一般災害編「第2部災害予防・減災第3章住民の防災意識の啓発及び活動の促進第5節災害時要援護者の安全確保第1地域における要援護者対策」に準ずる。

第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

一般災害編「第2部災害予防・減災第3章住民の防災意識の啓発及び活動の促進第5節災害時要援護者の安全確保第2社会福祉施設・病院等における要配慮者対策」に準ずる。

第3部 地震・津波災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

地震・津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、県、村及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。

第1節 応急活動体制

【関係機関：宇検消防分駐所・宇検村】

本村において、地震・津波の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、県、村及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況によっては、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第1 応急活動体制の確立

1 災害状況等に応じた活動体制の確立

村の地域において地震による災害が発生した場合、県、防災関係機関、他の市町村等と連携・協力し、震災応急対策を実施するとともに、村及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調査を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、宇検村災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は宇検村災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策にあたる。

また、災害の状況により、県への被災状況の通報や応援要請を行い、被災地域の状況を早期に把握できる体制の確立に努めることとし、被害の程度によっては、村が実施する応急対策を県が代行する場合もあることに留意する。

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 情報連絡体制の確立

村内に震度4以上の地震が発生したとき、又は津波注意報が発表されたときは、地震・津波に関する各種情報や被害状況等の情報を収集するため、総務課による情報連絡体制を確立する。

イ 災害警戒本部の設置

(ア) 村内に震度5弱若しくは震度5強の地震が発生したときは、災害警戒本部を設置する。

(イ) 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は総務課長を、副本部長は建設課長をもって充てる。本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した課（教育委員会を含む。）の

職員をもって充てる。

(ウ) 災害の発生するおそれが解消したと認められるとき又は災害対策本部を設置した時は、災害警戒本部を廃止する。

(2) 村災害対策本部の設置 **(図 1)**

ア 村災害対策本部の設置又は廃止

(ア) 村災害対策本部の設置(災害対策基本法第 23 条の 2)

村長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

① 村内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき、又は震度 5 強以下の地震若しくは津波が発生し全地域にわたり大きな災害が発生し、若しくは発生するおそれのあると認められたとき。

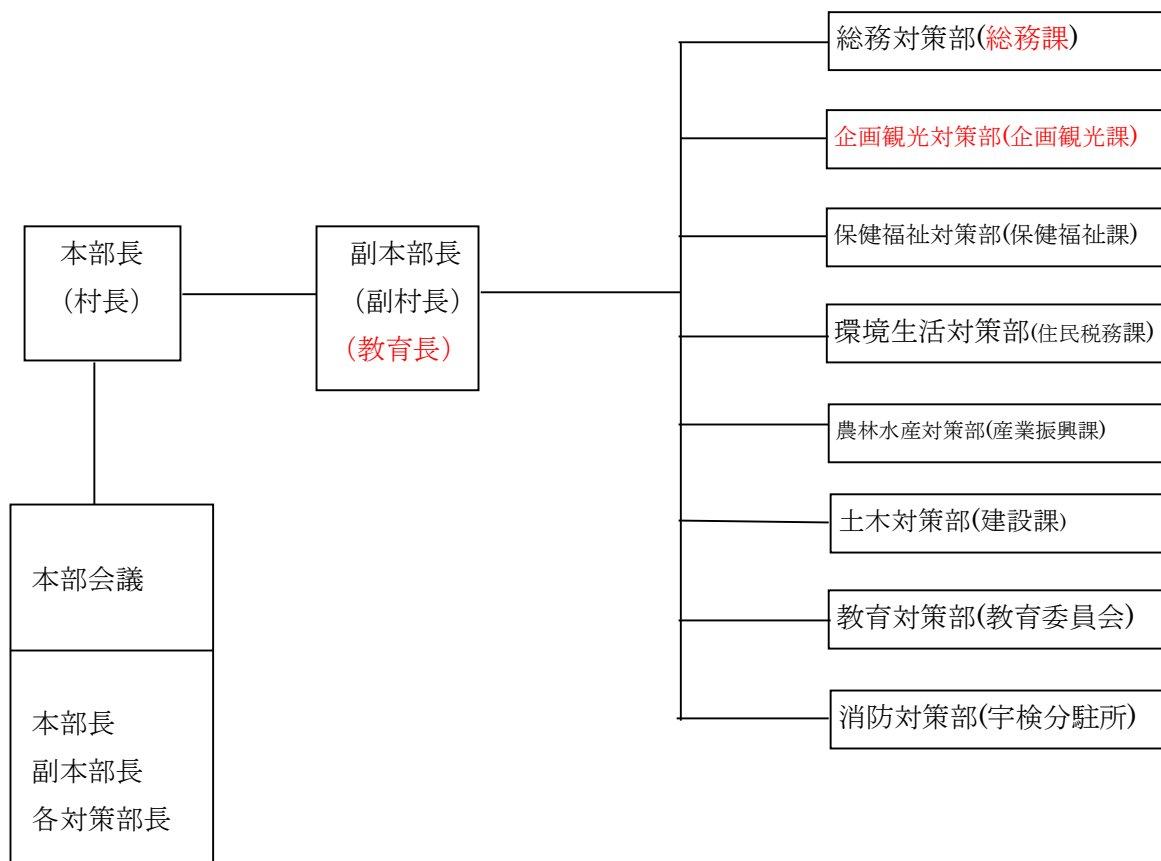
② 災害救助法(昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号)を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。

(イ) 村災害対策本部の廃止

本部長は、村の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、村災害対策本部を廃止する。

(ウ) 村長は、災害対策本部長を設置し又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。

図1 村災害対策本部組織図



2 村災害対策本部の組織

(1) 本部の組織

ア 本部の構成

(ア) 本部に、災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長を置き、本部長は村長を、副本部長は副村長をもって充てる。

なお、村長に事故や不測の事態があった場合は、副村長、総務課長及びあらかじめ指定された課長の順で村長に替わる意思決定を行う。

(イ) 本部に、対策部を置き、各対策部のもとに、各課の職員で構成される班を置く。

(表 1)

イ 本部の設置場所

本部は、原則として村災害対策本部（庁舎 1 階第 1 会議室）に設置する。なお、津波による本部の被害が予想される場合には、本部を安全な場所へ移動させる。

ウ 本部会議

(ア) 本部に、本部会議を置き、本部長、副本部長及び各対策部長をもって構成する。

(イ) 本部会議は、次の事項について本部の基本方針を決定する。

- ① 震災応急対策の実施及び調整に関すること。
- ② 国、県、村、その他防災機関との連絡調整に関すること。
- ③ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- ④ 災害救助法の適用に関すること。
- ⑤ 国、県、他市町村、その他防災機関への応援要請に関すること。
- ⑥ その他、重要事項に関すること。

表 1 災害対策本部の対策部、班の所掌事務については、一般災害編「第 3 部災害応急対策（一般災害）第 1 章活動体制の確立第 1 節応急活動体制の確立表 1」に準ずる。

3 職員の配備基準

地震発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定められた基準により配備体制をとる。

(1) 職員の配備

村長は、**表 2**の配備基準に基づき、災害対策本部等の配備区分を決定する。

なお、災害の態様により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、配備体制を変更し、又は配備を解くことができる。

表2 地震時の参集・配備基準

体制	基準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	(1) 村内に震度4以上の地震が発生したとき (2) 村内に津波注意報が発表されたとき	(1) 総務課 2名以上 (2) 別記1に掲げる課所属長が必要と認める人数 (3) 総務課長が必要と認める課 ・総務課長が必要と認める人数	小規模地震や津波への警戒を行うため、県や関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	村内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき	(1) 総務課 3名以上 (2) 別記1に掲げる課 1名以上 (3) 本部長が別に定める課本部長が別に定める人数	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備 (1) 村内に津波警報が発表されたとき (2) 地震・津波により災害が発生するおそれのある場合で、災害対策本部長（以下「本部長」という）が必要と認めるとき	(1) 総務課 4名以上 (2) 別記1に掲げる課 2名以上 (3) 本部長が別に定める課本部長が別に定める人数	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、村の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備 (1) 村内に震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 村内に震度5強以下の地震若しくは津波が発生し、局地的に災害が発生し又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき	(1) 総務課半数以上 (2) 別記1に掲げる課 3名以上 (3) 本部長が別に定める課本部長が別に定める人数	
	第3配備 (1) 村内に震度6強以上の地震が発生したとき (2) 村内に震度6弱以下の地震若しくは津波が発生し、甚大な災害が発生し又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき	各所属職員全員	

別記1

企画観光課・建設課・産業振興課・保健福祉課・教育委員会事務局

別記2

会計課・議会議務局

イ 動員の伝達方法

(ア) 総務課職員の動員配備

地震の発生とともに、テレビ、ラジオ、インターネット等の速報情報をもとに、総務課職員は参集する。

(イ) 各部職員の動員配備

総務課長は、各部主管課長に各部の職員の動員配備を指示するよう伝達する。この伝達を受けて、各部主管課長は、各部の職員を動員する。

ウ 自主参集

(ア) 配備要員に指定された職員の自主参集

配備要員に指定された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で速報される地震情報により一定の震度以上の地震の発生や津波警報の発表を覚知し、あるいは地震・津波に遭遇したときは先ずは身の安全を第一に行い、**表4**の参集・配備基準に照らして招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。ただし、参集が危険と判断した場合には無理な参集行動は実施しない。

(イ) その他の職員の自主参集

その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

ただし、**表4**の参集・配備基準に照らして第3配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。ただし、参集が危険と判断した場合には無理な参集行動は実施しない。

なお、交通機関の普通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する関係機関等に参集し、応急活動に従事するか、その地域に残り被害情報の収集にあたるものとする。

第2節 情報伝達体制

【関係機関：鹿児島県・瀬戸内警察署・九州電力・エフエムうけん】

【宇 検 村：総務課・企画観光課】

地震・津波災害の発生に際して、迅速かつ的確な災害応急対策を遂行するためには、機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

第1 通信連絡手段の確保・運用

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第1章活動体制の確立第2節情報伝達体制第1通信連絡手段の確保・運用」に準ずる。

第3節 災害救助法の適用及び運用

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合】

【宇 検 村：住民税務課・保健福祉課・建設課・産業振興課・教育委員会・総務課】

大地震が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて県、村は災害救助法を運用する。

第1 災害救助法の実施機関

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第1章活動体制の確立第3節災害救助法の適用及び運用第1 災害救助法の実施機関」に準ずる。

第2 災害救助法の適用基準

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第1章活動体制の確立第3節災害救助法の適用及び運用第2 災害救助法の適用基準」に準ずる。

第3 被災世帯の算定

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第1章活動体制の確立第3節災害救助法の適用及び運用第3 被災世帯の算定」に準ずる。

第4 災害救助法の手続き

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第1章活動体制の確立第3節災害救助法の適用及び運用第4 災害救助法の手続き」に準ずる。

第4節 広域応援体制

【関係機関：鹿児島県・宇検消防分駐所】

【宇検村：住民税務課・保健福祉課・建設課・産業振興課・総務課】

大規模な地震・津波災害が発生した場合、被害が拡大し、村や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、同時被災の可能性が低い遠隔の市町村と大規模災害における広域応援に関する協定の締結に努め、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能にするため、平時においても相互の情報交換及び人材の交流等に努める。

第1 災害情報・被害情報の分析

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第1章活動体制の確立第4節広域応援体制第1災害情報・被害情報の分析」に準ずる。

第2 応援要請

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第1章活動体制の確立第4節広域応援体制第2応援要請」に準じる。

第5節 自衛隊の災害派遣

【宇 検 村：総務課】

大地震が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ村や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

第1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第1章活動体制の確立第5節自衛隊の災害派遣第1自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法」に準ずる。

第2 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第1章活動体制の確立第5節自衛隊の災害派遣第2自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等」に準ずる。

第6節 技術者・技能者及び労働者の確保

【宇 検 村：建設課・産業振興課・総務課】

震災時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じて確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第1 作業員等の確保対策

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第1章活動体制の確立第6節技術者・技能者及び労働者の確保第1作業員等の確保対策」に準ずる。

第2 公共職業安定所への作業員供給要請

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第1章活動体制の確立第6節技術者・技能者及び労働者の確保第2公共職業安定所への作業員供給要請」に準ずる。

第7節 ボランティアとの連携等

【関係機関：宇検村社会福祉協議会】

【宇 検 村：保健福祉課】

大規模な地震の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。

このため、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

第1 ボランティアの受入れ、支援体制

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第1章活動体制の確立第7節ボランティアとの連携等第1ボランティアの受入れ、支援体制」に準ずる。

第2 ボランティアの受付、登録、派遣

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第1章活動体制の確立第7節ボランティアとの連携等第2ボランティアの受付、登録、派遣」に準ずる。

第 8 節 災害警備体制

【関係機関：瀬戸内警察署】

【宇 検 村：住民税務課・総務課】

震災時には、住民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

第 1 自衛警備活動

一般災害編「第 3 部災害応急対策（一般災害）第 1 章活動体制の確立第 8 節災害警備体制第 1 自衛警備活動」に準ずる。

第 2 村の自衛警備活動

一般災害編「第 3 部災害応急対策（一般災害）第 1 章活動体制の確立第 8 節災害警備体制第 2 村の自衛警備活動」に準ずる。

第2章 初動期の応急対策

地震・津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（災害時要援護者への支援含む）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。本章では、このような災害初動期の応急対策について定める。

第1節 緊急地震速報（最大震度5弱以上が予想された場合）、各種地震に関する情報、津波警報・注意報、津波予報、各種津波に関する情報の収集・伝達

【関係機関：名瀬測候所・鹿児島県・宇検消防分駐所・宇検村漁業協同組合】

【宇 検 村：総務課・企画観光課】

地震発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、緊急地震速報、各種地震に関する情報、津波警報・注意報、津波予報、各種津波に関する情報等は基本的な情報である。このため、県、村及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達システムにより、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第1 気象庁による地震・津波に関する情報の発表

1 地震に関する情報の発表

(1) 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による村の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

鹿児島地方気象台・名瀬測候所は、緊急時紙速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

表 緊急地震速報（警報）の発表基準

地震警報の種類	発表基準と発表地域	内容
緊急地震速報（警報）	・最大震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4が推測された地域	地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する

（注）気象庁が発表する緊急地震速報（警報）については、J-ALERT（全国瞬時警報システム）で入手し、防災行政無線による自動的な一斉通報で住民へ周知する。

(2) 地震情報

気象庁が発表する地震情報を以下の表に示す。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの発見時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない旨」を付加
震源・震度に関する情報	・震度3以上 ・津波警報・注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

地震情報の種類	発表基準	内容
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 国内や国外への津波の影響についても記述して発表

2 津波に関する情報の発表

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合に

は、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報、または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定する事が困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新情報を発表する。

表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸上に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2mを超え、1m以下の場合であっても、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(標記なし)	陸上では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸付近にいたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項

- ・ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来間に間に合わない場合がある。
- ・ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面

変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

津波情報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

表 津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波 情報	津波到着予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到着予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、表(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]
	各地の満潮時刻・津波の到着予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到着予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測的地点ごとに、及びこれらの沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測

値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

表 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

表 最大波の観測値及び推定値の発表内容 (沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ ≥ 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ < 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

表 最大波の観測値及び推定値の発表内容 (沿岸から100kmを超える沖合の観測点)

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報また津波警報が発表中	より沿岸に近い沖合の観測点 (沿岸から100km以内にある沖合の観測点) において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

イ 津波情報の留意事項

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場合によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合がある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

表 津波予報の発表基準とその内容

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報を含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報等を含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報を含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分 な留意が必要である旨を発表

第2 地震・津波に関する情報の伝達

(1) 地震発生時の周知

地震（本震・余震）・津波に関する情報の発表があった場合、住民へ直ちに防災行政無線等により、本震・余震の情報を伝達し、倒壊するおそれのある建築物等から退避し、堅牢で安全な施設に避難するよう広報する。また、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するよう周知する。

(2) 住民への広報

大規模な地震・津波発生後は、通信施設の途絶等により情報不足が混乱を招くことになる。そのため、迅速かつ的確に被災地住民をはじめ住民に広報を行い、災害に関する情報不足による混乱の防止に努める。

(3) 震度情報ネットワークシステムの活用

本システムを通じて、本村（湯湾）の震度情報が表示されるため、これらの震度情報の表示内容に留意する。

(4) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用

本システムが地震・津波に関する各種情報を入手すると、自動的にシステムが起動し、警報等の内容を電子メールで総務課職員の携帯電話に伝達するほか、防災行政無線で自動放送されるため、これらの情報の内容に留意する。

第3 津波への警戒、避難指示等

津波注意報及び警報、大津波警報が発令された場合、村は防災行政無線等を用い、漁業協同組合、宿泊施設、関係施設・団体等の協力を得て、海岸付近の住民や海浜にいる残留者（作業従事者や海水浴者等）に直ちに海浜からの避難を指示する。

第4 津波の監視警戒

地震を感じた場合、津波警報・注意報・予報等を的確に把握するとともに、速やかに海岸や河川敷から高い所へ移動し、身の安全を確保する。津波注意報の発表中においても、危険であるため海岸付近にちかづかない。

特に、震度4以上と思われる地震を感じた場合は、以下の対応をとる。

(1) 海面監視・警戒

大津波警報・津波警報・注意報・津波予報等の発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。次の場合は厳重な監視体制をとる。ただし、潮位監視のために職員を海岸近くへ配置することは危険であるので、潮位監視施設や高台等から監視を行う。また、避難施設や監視施設まで距離のある海岸線に監視カメラ等の設置を検討する。

ア 近海で地震が発生した場合

イ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき

ウ 弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき

エ 遠地地震における津波については、テレビやラジオ等から情報を入手し、津波注意報・津波警報・大津波警報の発表に留意する。

(2) 津波報道の聴取

地震を感じてから1時間以上、責任者を定め、テレビやラジオ等からの放送を聴取する。

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

【関係機関：宇検村】

村災害対策本部等は、地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、住民や職員及び関係機関から災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。

このため、特に、住民の生命に係わる情報の収集に重点を置き、被災者等からの情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

第1 災害情報の収集

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第2章警戒避難期の応急対策第2節災害情報・被害情報の収集・伝達第1 災害情報の収集」に準ずる。

第2 被害情報の収集

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第2章警戒避難期の応急対策第2節災害情報・被害情報の収集・伝達第2 被害情報の収集」に準ずる。

第3 被害情報の報告

1 被害情報の報告要領

(1) 県への報告要領

ア 被害状況等の報告

基本法及びほかの法令の規定に基づく災害の情報収集、被害状況及び部門別被害状況報告の取扱いについては、「県災害報告取扱要領（県地域防災）」の定めるところによる。

イ 報告要領（震度4以上を記録した場合、県へ被害概況を報告）

種類	提出期限	適用
(1) 第1報	登庁直後 地震発生直後	第1報（参集途上の被害、庁舎周辺の被害状況） ①勤務時間外（本部連絡員の登庁直後） ②勤務時間内（災害発生直後）
(2) 人命危険情報 中間集約結果報告	地震発生後30分以内、遅くとも1時間以内	この段階で村災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、救助法の適用申請等必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

(3)人命危険情報 集約結果(全体概要) 報告	地震発生後 1時間以内。 遅くとも2時間以 内	県への報告は、「災害情報等報告系統」と同一の方法を 用いる。
(4)災害速報	覚知後30分後可能 な限り早く	報告（通報）すべき災害等を覚知したとき、原則とし て覚知後30分後可能な限り早く、わかる範囲で、第1 報を報告し、以後判明したものから随時報告する。

2 地震被害情報の収集

(1) 初動時期における災害情報の収集（第一報）

地震発生直後の初動対策を実施する上で必要な優先情報として、次の災害情報を迅速かつ臨機応変に収集する。

- ア 地震情報、火災情報及び異常現象に係る情報
- イ 人命救助に係る情報
- ウ その他初動対策に係る情報

なお、これらの災害情報は、周辺で感知できる範囲若しくは登庁途中における目視調査等概略把握結果とする。

また、順次関係機関等との情報交換を行い、正確な情報の把握に努める。

第3節 広報

【関係機関：鹿児島県・宇検消防分駐所・九州電力・ガス会社・NTT西日本・バス会社・エフエムうけん】

【宇 検 村：総務企画課】

地震災害に際して、津波・火災・二次災害等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、県、村、防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第1 村・県による広報

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第2章警戒避難期の応急対策第3節広報第1村・県による広報」に準ずる。

第2 関係機関等による広報

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第2章警戒避難期の応急対策第3節広報第2関係機関等による広報」に準ずる。

第3 報道機関等に対する放送の要請・公表

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第2章警戒避難期の応急対策第3節広報第3報道機関等に対する放送の要請・公表」に準ずる。

第4 その他の関係機関等への広報の要請・調整

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第2章警戒避難期の応急対策第3節広報第4その他の関係機関等への広報の要請・調整」に準ずる。

第4節 消防活動

【関係機関：鹿児島県・宇検消防分駐所・宇検村】

地震災害時は、各集落で火災が予想されるため、村・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（人員・装備・車両・水利等）の総力を上げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。

第1 村・県・住民による消防活動

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第2章警戒避難期の応急対策第4節消防活動第1村・県・住民による消防活動」に準ずる。

第2 消防応援協定に基づく消防活動

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第2章警戒避難期の応急対策第4節消防活動第2消防応援協定に基づく消防活動」に準ずる。

第5節 危険物の保安対策

【関係機関：鹿児島県・宇検消防分駐所・各事業所管理者】

【宇 検 村：総務課】

地震災害時は、各集落で危険物災害等が予想されるため、村・消防組合を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、危険物の保安対策を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を上げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、危険物の保安対策を推進する。

第1 村・県・事業所等による対策

1 村及び消防組合の対策

消防機関は、被災地域に危険物や高圧ガス等の施設があり、地震災害に伴う特殊火災や漏洩・爆発等のおそれがある場合、直ちに、消防組合が策定した消防計画等に基づき、統制ある危険物

対策を行う。

危険物対策に際しては、消防・緊急無線通信網を運用するほか、防災相互無線等の各種通信手段を効果的に運用し、危険物等にかかる関係機関や事業所の管理者、自衛消防組織等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

村は、危険物・高圧ガス等の災害の発生に際して、被害の拡大防止を効果的に実施できるよう、事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか、関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 県の対策

県は、大規模な危険物災害が予想される場合、直ちに関係市町村に対して、火災防止や漏洩・爆発防止措置を講じること及び、関係地域住民の避難の必要性の把握又は避難の勧告・指示を行うよう指示する。また、県は、地震発生後、直ちにラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる危険物災害の発生状況や対応状況について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じて、関係地域住民の避難の勧告・指示を広報する。

3 事業所等の対策

事業所の管理者等は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止活動に努めるとともに、危険物・高圧ガス等の漏洩・流出等の防止活動に努める。万一、災害が発生したときは、直ちに、県及び村に通報するとともに、その被害の局所化を図り、必要に応じ、関係住民への情報伝達及び避難対策に万全の措置を講じる。

第2 広域応援や関係機関等への要請による危険物・高圧ガス対策

大規模な危険物災害や高圧ガス爆発・漏洩・流出等の災害が発生し、所轄する消防組合の能力では災害の防御や被害の拡大防止が困難な場合、県は、他の市町村や関係機関に対し応援を要請する。

また、県内の消防力で十分に対応できないときは、大規模災害消防応援実施計画に基づく応援部隊や緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

なお、危険物等の内容に応じて、特殊な災害防御対策を必要とする場合、県は、関係機関等に専門技術者の派遣を要請する。

第6節 水防・土砂災害等の防止対策

【関係機関：九州地方整備局・鹿児島森林管理署・鹿児島県・各関係機関】

【宇 検 村：建設課・総務課】

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行うことが予想される。

このため、村は、宇検村水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

第1 地震時の河川災害の防止対策

1 地震時の水防体制の確立

河川管理者は、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防体制の整備に努め、地震時の河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行う。

2 地震による河川施設の被害状況等の把握

河川管理者は、所管する河川施設の被害状況等の把握に努める。

また、地震災害時に発表される各種水防情報に留意し、二次災害につながるおそれのある施設の状況を的確に把握しておき、被害の拡大防止に役立てる。

3 地震時の河川等施設被害の拡大防止対策（応急復旧措置）

(1) 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) 河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

第2 地震時の土砂災害の防止対策

1 地震時の土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管課は、地震発生とともに、地震に伴う土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

(1) 村の対策

村は、地震時に急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険溪流等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

(2) 県の対策

大島支庁瀬戸内事務所建設課、大島支庁林務水産課は、所管施設の被害の把握に努める。

(3) 関係機関等の対策

九州地方整備局、鹿児島森林管理署は、所管施設及び国有林野の被害実態の把握に努めるとともに、応急復旧に係る技術的な対応に努める。

3 地震時の斜面崩壊等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各々の施設所管各課、村において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設の整備を行うよう県に要請する。

(2) 警戒避難体制の確立

土砂災害の危険が解消されない場合、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、住民に適切な避難措置を実施できるようにする。

(3) 専門家の派遣による支援

県は、必要に応じ、村の警戒・監視活動に協力し、斜面災害危険判定の専門家の派遣等に関係機関等に要請する。

第7節 避難の指示、誘導

【関係機関：古仁屋海上保安署・鹿児島県・瀬戸内警察署・宇検消防分駐所・宇検診療所・福祉施設管理者】

【宇 検 村：保健福課・建設課・教育委員会・総務課・企画観光課】

地震、津波の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを勧告し又は指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、村長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。特に村長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した地震の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 津波からの避難の実施

奄美近海を震源とする海溝型地震の場合、地震発生後数分以内に沿岸部に第一波が到達する地域も予想されるため、避難が緊急になされる必要がある。

したがって、地震とともに即時に沿岸地域の住民自身による避難活動が開始されることを前提に、村・消防組合等は、避難勧告・指示の伝達及び注意喚起広報を即座に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 二次災害防止のための避難対策

地震時は、地震火災からの避難が想定される。

したがって、これらの地震時は、地震発生後の情報収集により判明した被災地域の被害実態

に応じ、二次災害防止の観点から、避難の必要性を把握し、必要な対策を講ずる。

3 権限委譲順位

地震発生時に村長と連絡がとれない場合の避難勧告等を実施する権限の委譲については、次の順位とする。

第1順位 副村長

第2順位 総務課長

第3順位 課長の中から指名されたもの

第2 避難の指示等の実施

1 避難指示等の基準と区分

(1) 避難指示等の区分

津波災害に関する避難指示等は、次の段階に基づき、実施するものとする。

ア 避難勧告

地震時の余震で倒壊する危険のある建物からの避難、山・崖崩れ等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、危険が予想され避難が適当と判断される場合、事前に避難させる。

イ 避難指示

沿岸部において津波を伴うと想定される地震が発生したとき、火災の延焼が間近に迫ったり、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、すみやかに近くの安全な場所に避難させる。

ウ 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

※ 大津波警報を避難指示の発令の判断の目安とする。強い揺れ（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりした揺れを感じて避難の必要性を認める場合、又は津波警報を覚知した場合には、村長は直ちに避難対象地域に対して避難指示を発令する。

この場合、直ちに海岸から離れ、高台や避難ビル等の安全な場所に避難するよう、予め住民へ周知・徹底を図ることとする。

(2) 避難指示等の基準

津波災害の発生に際して、村長が実施する避難指示等は、原則として避難勧告及び避難指示の2段階に分けて実施するものとする。

ア 津波

種別	避難勧告	避難指示
海岸沿いの区域	①津波警報が発表された場合	①大津波警報が発表された場合、また、総合的判断(遠地地震による津波が発生した場合)
上記以外の区域	総合的判断	総合的判断

※避難勧告等の対象となる海岸沿いの区域については、宇検村災害時避難勧告・判断等マニュアルにおいて定める。

2 村における避難措置

一般災害編「第3部災害応急対策(一般災害)第2章警戒避難期の応急対策第6節避難の勧告・指示、誘導第2避難の勧告・指示の実施2村における避難措置」に準ずる。

3 病院・社会福祉施設等における避難措置

一般災害編「第3部災害応急対策(一般災害)第2章警戒避難期の応急対策第6節避難の勧告・指示、誘導第2避難の勧告・指示の実施3病院・社会福祉施設等における避難措置」に準ずる。

4 不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

一般災害編「第3部災害応急対策(一般災害)第2章警戒避難期の応急対策第6節避難の勧告・指示、誘導第2避難の勧告・指示の実施4不特定多数の者が出入りする施設の避難措置」に準ずる。

5 学校・教育施設等における避難措置

一般災害編「第3部災害応急対策(一般災害)第2章警戒避難期の応急対策第6節避難の勧告・指示、誘導第2避難の勧告・指示の実施5学校・教育施設等における避難措置」に準ずる。

第3 避難の勧告・指示の伝達

一般災害編「第3部災害応急対策(一般災害)第2章警戒避難期の応急対策第6節避難の勧告・指示、誘導第3避難の勧告・指示の伝達」に準ずる。

第4 避難の誘導等

一般災害編「第3部災害応急対策(一般災害)第2章警戒避難期の応急対策第6節避難の勧告・指示、誘導第4避難の誘導等」に準ずる。

第8節 救助・救急

【関係機関：自衛隊・古仁屋海上保安署・瀬戸内警察署・宇検消防分駐所】

【宇 検 村：総務課】

震災時には、建物の倒壊や地震火災・及び津波水害等による多数の要救出現場や要救助者、重症者等が発生するものと予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助、救急活動を実施する。

第1 救助・救急活動

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第2章警戒避難期の応急対策第7節救助・救急第1救助・救急活動」に準ずる。

第2 救助、救急用装備・資器材の調達

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第2章警戒避難期の応急対策第7節救助・救急第2救助・救急用装備・資器材の調達」に準ずる。

第9節 交通確保・規制

【関係機関：古仁屋海上保安署・瀬戸内警察署】

【名 瀬：建設課】

震災時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。

また、海上においても航路障害等の発生による海上輸送への支障が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制や応急復旧を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

第1 交通施設対策

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第2章警戒避難期の応急対策第8節交通確保・規制第1交通施設対策」に準ずる。

第10節 緊急輸送

【係機関：自衛隊・鹿児島県・古仁屋海上保安署・宇検消防分駐所・宇検村漁業協同組合・宇検村】

震災時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

第 1 緊急輸送の実施

一般災害編「第 3 部災害応急対策（一般災害）第 2 章警戒避難期の応急対策第 9 節緊急輸送第 1 緊急輸送の実施」に準ずる。

第 2 緊急輸送手段等の確保

一般災害編「第 3 部災害応急対策（一般災害）第 2 章警戒避難期の応急対策第 9 節緊急輸送第 2 緊急輸送手段等の確保」に準ずる。

第 3 輸送施設・集積拠点等の確保

一般災害編「第 3 部災害応急対策（一般災害）第 2 章警戒避難期の応急対策第 9 節緊急輸送第 3 輸送施設・集積拠点等の確保」に準ずる。

第 11 節 緊急医療

【関係機関：鹿児島県・宇検消防分駐所・県立大島病院・宇検村診療所】

【宇 検 村：保健福祉課・総務課】

震災時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。また、傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動簡易な場所に現場救護所を設置する。このため、医療救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

第 1 緊急医療の実施

一般災害編「第 3 部災害応急対策（一般災害）第 2 章警戒避難期の応急対策第 10 節緊急医療第 1 緊急医療の実施」に準ずる。

第 2 後方搬送の実施

一般災害編「第 3 部災害応急対策（一般災害）第 2 章警戒避難期の応急対策第 10 節緊急医療第 2 後方搬送の実施」に準ずる。

第12節 要配慮者への緊急支援

【関係機関：社会福祉施設管理者・観光施設管理者】

【宇 検 村：保健福祉課・教育委員会・総務課・企画観光課】

震災時には、高齢者や乳幼児、障害者等の要配慮者が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

第1 要配慮者に対する対策

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第2章警戒避難期の応急対策第11節要配慮者への緊急支援第1要配慮者に対する対策」に準ずる。

第3章 事態安定期の応急対策

地震・津波災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また、大規模災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1節 避難所の運営

【宇 検 村：保健福祉課・教育委員会・総務課】

震災時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

第1 避難所の開設等

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第1節避難所の運営第1避難所の開設等」に準ずる。

第2 避難所の運営管理

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第1節避難所の運営第2避難所の運営管理」に準ずる。

第3 広域的避難収容・移送

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第1節避難所の運営第3広域的避難収容・移送」に準ずる。

第2節 食料の供給

【宇 検 村：保健福祉課・総務課】

震災時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

第1 食糧の調達・供給

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第2節食料の供給第1食料の調達・供給」に準ずる。

第2 食料の供給

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第2節食料の供給第2食料の供給」に準ずる。

第3節 給水

【宇 検 村：建設課】

震災時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

第1 被災者への給水

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第3節給水第1被災者への給水」に準ずる。

第2 応急給水の方法

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第3節給水第2応急給水の方法」に準ずる。

第4節 生活必需品の給与

【宇 検 村：保健福祉課】

震災時には、住居の倒壊や焼失及び津波等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

第1 生活必需品の調達

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第4節生活必需品の給与第1生活必需品の調達」に準ずる。

第2 生活必需品の給与

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第4節生活必需品の給与第2生活必需品の給与」に準ずる。

第5節 保健対策

【宇 検 村：保健福祉課】

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、避難所・応急仮設住宅・自宅等で次のような健康相談等を行う。特に災害時要援護者に対しては十分に配慮する。

第1 巡回相談・栄養指導

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第5節保健対策第1巡回相談・栄養指導」に準ずる。

第2 心のケア

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第5節保健対策第2心のケア」に準ずる。

第3 訪問指導

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第5節保健対策第3訪問指導」に準ずる。

第6節 感染症予防対策

【宇 検 村：住民税務課・保健福祉課】

震災時には、建物の倒壊や焼失及び津波水害等により多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防に関し、適切な処置を行う。

第1 感染症予防対策

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第6節感染症予防対策第1感染症予防対策」に準ずる。

第2 衛生対策

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第6節感染症予防対策第2衛生対策」に準ずる。

第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

【宇 検 村：住民税務課・建設課・産業振興課】

震災時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災及び津波水害等により、大量のごみの発生が予想される。また、上・下水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

第1 し尿処理対策

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第7節し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策第1し尿処理対策」に準ずる。

第2 ごみ処理対策

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第7節し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策第2ごみ処理対策」に準ずる。

第3 死亡獣畜の処理対策

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第7節し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策第3死亡獣畜の処理対策」に準ずる。

第4 障害物の除去対策

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第7節し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策第4障害物の除去対策」に準ずる。

第8節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

【関係機関：古仁屋海上保安署・瀬戸内警察署・宇検消防分駐所】

【宇 検 村：住民税務課・総務課】

震災時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

第1 行方不明者の搜索

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第8節行方不明者の搜索、遺体の処理等第1行方不明者の搜索」に準ずる。

第2 遺体の収容, 処理, 埋葬

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第8節行方不明者の捜索、遺体の処理等第2遺体の収容, 処理, 埋葬」に準ずる。

第9節 住宅の供給確保

【関係機関：鹿児島県】

【宇 検 村：建設課】

震災時には、住居の全壊、全焼又は津波による流出等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

第1 住宅の確保・修理

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第9節住宅の供給確保第1住宅の確保・修理」に準ずる。

第2 被災建築物危険度判定の実施

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第9節住宅の供給確保第2被災建築物危険度判定の実施」に準ずる。

第3 被災宅地危険度判定の実施

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第9節住宅の供給確保第3被災宅地危険度判定の実施」に準ずる。

第10節 文教対策

【宇 検 村：教育委員会】

震災時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

第1 応急教育の実施

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第10節文教対策第1応急教育の実施」に準ずる。

第2 学校用の調達及び授業料等の減免，育英資金

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第10節文教対策第2学校用の調達及び授業料等の減免，育英資金」に準ずる。

第3 文化財の保護

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第10節文教対策第3文化財の保護」に準ずる。

第11節 義援物資等の取扱い

【宇 検 村：総務課・企画観光課・保健福祉課・会計課】

震災時には，村内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため，寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに，義援物資については，被災者の需要を十分把握し，必要とする物資の広報等に努める。

第1 義援金の配分

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第11節義援物資等の取扱い第1義援金の配分」に準ずる。

第2 義援物資の取扱い

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策第11節義援物資等の取扱い第2義援物資の取扱い」に準ずる。

第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設の交通施設等は、充実した施設整備によりますます複雑、高度化し、震災による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。本章では、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1節 電力施設の応急対策

【関係機関：九州電力】

【宇検村：建設課】

震災時には、建物の倒壊、地震火災、津波等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動には多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、電力施設の防護、復旧を図り、早急に被災者等に電力を供給する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第4章社会基盤の応急対策第1節電力施設の応急第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策」に準ずる。

第2節 ガス施設の応急対策

【関係機関：宇検消防分駐所・鹿児島県LPガス協会奄美支部・あまみ農協】

震災時には、プロパンガスについても埋設や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。また、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

第1 液化ガス施設応急対策

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第4章社会基盤の応急対策第2節ガス施設の応急第1 液化ガス施設応急対策」に準ずる。

第3節 上水道施設の応急対策

【宇 検 村：建設課】

震災時には、地震動や液状化等により水道施設の被害が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度、及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第4章社会基盤の応急対策第3節上水道施設の応急第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策」に準ずる。

第4節 下水道施設の応急対策

【宇 検 村：建設課】

震災時には、地震動や液状化等により下水道施設の被害が多数発生し、供用停止による住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第4章社会基盤の応急対策第4節下水道施設の応急第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策」に準ずる。

第5節 電気通信施設の応急対策

【関係機関：NTT西日本】

震災時には、建物の倒壊、地震火災、津波等により電話柱の倒壊、電話線の破線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第4章社会基盤の応急対策第5節電気通信施設の応急第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策」に準ずる。

第6節 道路・河川等公共施設の応急対策

【関係機関：鹿児島県】

【宇 検 村：建設課】

震災時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

一般災害編「第3部災害応急対策（一般災害）第4章社会基盤の応急対策第6節道路・河川等公共施設の応急第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策」に準ずる。

第4部 震災復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、本章では、公共土木施設等の災害復旧にかかる対策を定める。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

【宇 検 村：住民税務課・保健福祉課・建設課・産業振興課・教育委員会・総務課】

第1 災害復旧事業等の推進

一般災害編「第5部災害復旧・復興第1章公共土木施設等の災害復旧第1節公共土木施設等の災害復旧事業等の推進第1災害復旧事業等の推進」に準ずる。

第2節 激甚災害の指定

【関係機関：鹿児島県】

【宇 検 村：住民税務課・保健福祉課・建設課・産業振興課・教育委員会・総務課】

第1 激甚災害に関する調査

一般災害編「第5部災害復旧・復興第1章公共土木施設等の災害復旧第1節公共土木施設等の災害復旧事業等の推進第1災害復旧事業等の推進」に準ずる。

第2 特別財政援助額の交付手続等

一般災害編「第5部災害復旧・復興第1章公共土木施設等の災害復旧第1節公共土木施設等の災害復旧事業等の推進第2特別財政援助額の交付手続等」に準ずる。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

被災した村民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、本章では、被災者の支援に係る対策を定める。

第1節 被災者の生活確保

【関係機関：宇検郵便局・宇検村】

第1 災害相談

一般災害編「第5部災害復旧・復興第2章被災者の災害復旧・復旧支援第1節被災者の生活確保第1災害相談」に準ずる。

第2 災害弔慰金等の支給

一般災害編「第5部災害復旧・復興第2章被災者の災害復旧・復旧支援第1節被災者の生活確保第2災害弔慰金等の支給」に準ずる。

第3 租税の徴収猶予減免等

一般災害編「第5部災害復旧・復興第2章被災者の災害復旧・復旧支援第1節被災者の生活確保第3租税の徴収猶予減免等」に準ずる。

第4 生活安定策

一般災害編「第5部災害復旧・復興第2章被災者の災害復旧・復旧支援第1節被災者の生活確保第4生活安定策」に準ずる。

第5 災害時における郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

一般災害編「第5部災害復旧・復興第2章被災者の災害復旧・復旧支援第1節被災者の生活確保第5災害時における郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の業務に係る災害時特別事務取扱い及び援護対策」に準ずる。

第2節 被災者への融資措置

【関係機関：宇検村社会福祉協議会・各関係機関】

【宇 検 村：保健福祉課・建設課・産業振興課】

第1 民生関係の融資

一般災害編「第5部災害復旧・復興第2章被災者の災害復旧・復旧支援第2節被災者への融資措置第1 民生関係の融資」に準ずる。

第2 住宅資金の融資

一般災害編「第5部災害復旧・復興第2章被災者の災害復旧・復旧支援第2節被災者への融資措置第2 住宅資金の融資」に準ずる。

第3 農林漁業関係の融資

一般災害編「第5部災害復旧・復興第2章被災者の災害復旧・復旧支援第2節被災者への融資措置第3 農林漁業関係の融資」に準ずる。

第4 商工業関係の融資

一般災害編「第5部災害復旧・復興第2章被災者の災害復旧・復旧支援第2節被災者への融資措置第4 商工業関係の融資」に準ずる。